



第5次 **熊野町総合計画**
2011▶▶2020

平成23(2011)年3月

熊 野 町



はぐく ひと まち 育む 筆の都 熊野



「ひと」「まち」に新たな成長を生み出す熊野を目指します



熊野町は、江戸時代から伝わる筆の製造技術をもとに「筆の都」としてその伝統と歴史を培い栄えてまいりました。

大正7年に町制を施行して、間もなく町制施行100年を迎える我が町においては、これまで、町民や関係機関の深い理解と積極的な協力により、県営熊野団地の造成を契機として都市化を進展させながら、広島都市圏の中で身近な自然がほどよく調和したコンパクトなまちとして発展してまいりました。

しかしながら、今日、人口減少社会の到来や、あらゆる分野でのグローバル化など、社会情勢は大きく変化し、まちづくりにおいても様々な変化を求められています。

こうした状況の中で、これまで進めてきた「三世代が住みよい 緑の生活創造都市・熊野町」の理念に基づいたまちづくりを基として、今後の熊野町の発展の方向と将来の目標を住民全体で共有するため、第5次総合計画を策定しました。

この新たな総合計画では、単独町政を堅持することを前提に、目指す将来像を「ひと まち 育む 筆の都 熊野」としました。これは、熊野に暮らす「ひと」がこの「まち」を大切に思い、多くの世代が快適に暮らしていくことができる「まち」を育み、そして、その「まち」が、暮らしている「ひと」を大切に思い、心も体も健やかな「ひと」を育むまちを目指すものです。

この将来像の実現に向かって、基本目標を大きく二点挙げています。

一点目は、「ひと」を育むまちづくりです。次の世代を担う子どもたちを地域全体で育むとともに、あらゆる世代に対して高い教育力を持つまちづくりを推進して、子どもから高齢者まで、それぞれの能力を発揮して活躍できるまちを目指します。

二点目は、「まち」を育む熊野づくりです。安全に安心して暮らせるように道路や交通などの基盤づくりを進めるとともに、「筆の都」にふさわしい魅力あるまちづくりを推進し、暮らしやすく元気な定住交流のまち熊野を目指します。

これらの目標を実現することによって、熊野に暮らす住民が、この熊野の「まち」に愛着を持ち、そして誇りに思うことができるようなまちとしていきたいと考えます。

終わりに、この計画の策定に当たりまして貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆様、長期間にわたり慎重なご審議を賜りました熊野町総合基本計画審議会、町議会の皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

平成23年3月

熊野町長

三村裕史

～ 目 次 ～

第1編 序論

第1章 計画策定の基本方針	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画策定の基本的視点	2
第3節 計画の対象区域	2
第4節 計画の目標年次と構成	3
第5節 計画の性格	3
第2章 計画策定にあたっての基本的認識	4
第1節 熊野町の特性	4
第2節 社会や経済の動向	9
第3節 熊野町の特質と課題	12

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	19
第1節 将来像	19
第2節 将来像を実現するための基本目標	21
第2章 目指すまちの姿	22
第1節 計画の主要指標	22
第2節 地域形成の方針	24
第3章 まちづくりの政策	27
第1節 政策展開の視点	27
第2節 政策体系	29
第4章 行政運営の方向	35

第3編 前期基本計画

基本目標1 こころもからだも健やかな「ひと」を育む熊野	38
政策目標1 子どもが健やかに、たくましく育つまちとする	38
政策目標2 共に支えあい、健やかに暮らせるまちとする	47
政策目標3 住民の誰もが尊重され、活躍できるまちとする	58
政策目標4 住民が創造力を発揮できるまちとする	64

基本目標 2 暮らしやすく、元気な「まち」を育む熊野	71
政策目標 1 暮らしの基盤が整ったまちとする	71
政策目標 2 日常生活を快適に暮らせるまちとする	83
政策目標 3 安全に安心して暮らせるまちとする	90
政策目標 4 地球環境に調和したまちとする	97
政策目標 5 元気のある産業が育つまちとする	105
政策目標 6 筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちとする ...	110

第4編 行政運営計画

基本目標 住民の満足度の高い魅力的なまちづくりを行う	118
運営目標 1 住民との協働による信頼と連携の地域経営を確立する	118
運営目標 2 持続的なまちづくりを支える行政運営を確立する	123

用語解説	130
------------	-----

資料編	144
-----------	-----

第1編 序 論

第1章 計画策定の基本方針

第2章 計画策定にあたっての基本的認識

第1章 計画策定の基本方針

第1節 計画策定の趣旨

本町は、平成13（2001）年度を計画期間の初年度とした第4次熊野町総合基本計画において、「三世代が住みよい緑の生活創造都市」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

この間、町民及び関係機関の深い理解と積極的な協力により、住民福祉や生活環境、産業振興等において、一定の向上を図ることができました。

しかし、現在、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、地球規模での温暖化の進行など、社会情勢は困難な課題に直面しています。

まちづくりにおいては、国・地方を通じた厳しい財政環境のもと、限られた行政資源の中で、住民の公共的サービスに対する多様なニーズを満たすには、これまで以上に住民と行政との協働が必要となっています。

こうした状況の中で、現行計画が平成22（2010）年度をもって最終年度を迎えることから、単独町政を堅持することを前提に、今後の熊野町の発展の方向と将来の目標を住民全体で共有するため、新たな総合計画を策定します。

第2節 計画策定の基本的視点

1 目標と成果をわかりやすく公表できる計画づくり

住民全体で共有できる将来像をわかりやすく設定するとともに、現況値や目標値を明らかにするなど、誰にでもわかりやすい計画の策定に努めます。

2 協働による計画づくり

それぞれの立場で住民と行政がまちづくりを連携・協働して推進するための計画の策定に努めます。

3 優先順位を明確にした計画づくり

優先順位を明確にした戦略を構築し、施策・事業の重点化を行うなど、効果的・効率的な計画推進を図ります。

第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則、熊野町としますが、生活圈や経済活動の広がりに対応した広域的視点からの計画策定に留意します。

第4節 計画の目標年次と構成

1 計画の目標年次

本計画の目標年次は平成 32（2020）年です。

2 計画の構成

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」から構成します。

（1）基本構想

本町の将来像とそれを実現するための基本的な理念や施策の大綱を示すもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき策定します。

計画期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までの 10 年間とします。

（2）基本計画

基本構想に掲げる将来像を達成するため、施策の体系に従い、施策の目的や方針などを示すものです。

計画期間は、平成 23（2011）年度から平成 32（2020）年度までの 10 年間とし、社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、前期と後期（各 5 年間）に分けて策定します。

第5節 計画の性格

本計画は、熊野町の今後の発展方向と実施する施策を明らかにしたものであり、本町行政の基本的な指針です。

また、住民や民間団体、企業などに対しては、まちづくり活動への参加を促進し、その活動の指針となるものです。

国、県に対しては、各種の計画策定や事業の実施にあたって、本町が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものです。

第2章 計画策定にあたっての基本的認識

第1節 熊野町の特性

1 自然的特性

本町は、広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12kmの位置にあります。町の東は東広島市、北は広島市（安芸区）及び海田町、南は呉市に接し、これら広島市、呉市、東広島市の中央部に位置しています。

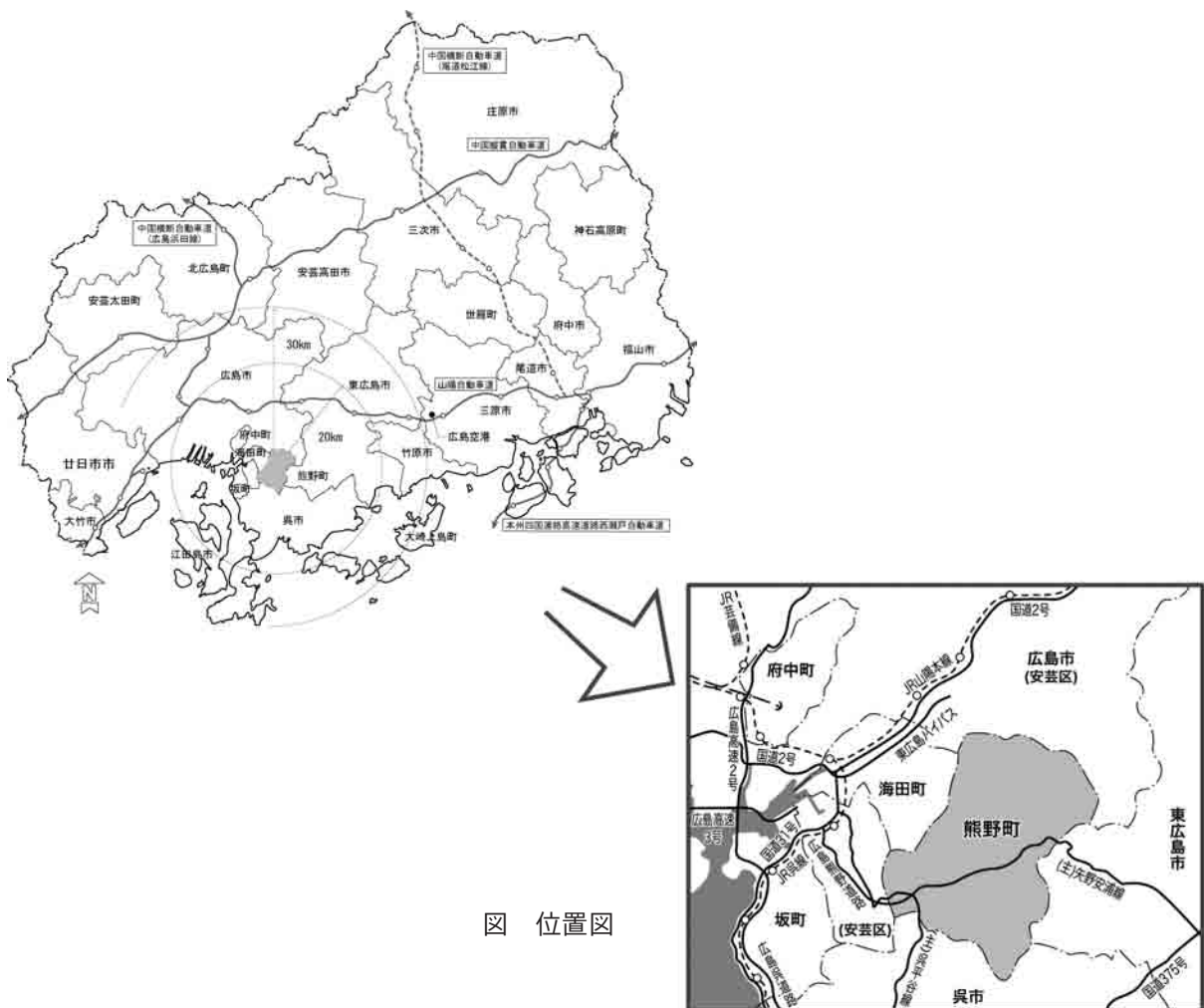
面積は33.62 km²、広島県面積8,479.03 km²の約0.4%を占めています。

地勢は、周囲を山に囲まれた標高約220mの高原状の盆地で、やや起伏があります。

町の北東から南西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700mの山々、南部は石岳山などの400～500mの山々が連なっています。

盆地の中央を熊野川、二河川、平谷川の3本の二級河川が流れており、熊野川は北流し瀬野川へ、平谷川は二河川に合流後、南流して呉港へ注いでいます。

気候は、温暖で比較的小雨の過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。もっとも内陸部に位置し、標高が高いことから、周辺の沿岸部と比べると年平均気温は1～2℃低く、冬やや寒いものの、夏は過ごしやすい高原性の気候です。



2 歴史的特性

本町は、7世紀の律令体制下では、安芸国安芸郡に含まれており、中世には大内氏の支配下に置かれ、江戸時代は浅野藩の領地でした。

江戸時代に毛筆製造技術がもたらされ、熊野で製造された筆は芸州筆として全国に販売されていました。

現在の熊野町は、明治22（1889）年町村制施行当時の熊野村が大正7（1918）年、町村制施行の結果「熊野町」となりました。その後、昭和6（1931）年、本庄村大字平谷・川角の区域を編入し、現在に至っています。

昭和40年代には、県営の熊野住宅団地の造成を契機に、広島市をはじめとする周辺市町のベッドタウンとして急激な都市化が進展しました。以後、人口規模約25,000人の田園住宅都市として発展してきました。

平成の大合併では、単独町村を選択しており、「町」としての制度的な大きな変遷は経験していません。

3 社会経済的特性

（1）人口・世帯数

平成17（2005）年の国勢調査によると、本町の人口は25,103人で、平成12（2000）年以降、少しずつ減少しています。

年齢3区分別人口割合は、平成17（2005）年（国勢調査）、0～14歳が14.7%、15～64歳が65.2%、65歳以上が20.1%で、概ね、広島県平均に準じた構成割合を示しています。

しかしながら、平成12（2000）年と比べると高齢化が一段と進行し、平成22（2010）年4月の住民基本台帳では、高齢化率は25.9%となっています。

世帯数は、平成17（2005）年（国勢調査）、9,211世帯で、増加傾向で推移しています。

1世帯当たり人員は、平成17（2005）年（国勢調査）、2.73人、平成22（2010）年4月の住民基本台帳では、2.48人となっています。核家族世帯や単独世帯の増加を反映して一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。

表 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯、%）

区 分	平成7（1995）年		平成12（2000）年		平成17（2005）年	
		構成比		構成比		構成比
総人口	24,953	100.0	25,392	100.0	25,103	100.0
0～14歳	3,796	15.2	3,676	14.5	3,682	14.7
15～64歳	17,935	71.9	17,780	70.0	16,380	65.2
65歳以上	3,222	12.9	3,924	15.5	5,041	20.1
世帯数	8,269	—	8,985	—	9,211	—
1世帯当たり人員	3.02	—	2.83	—	2.73	—

資料：国勢調査（平成12年の総人口は不詳12人を含む）

(2) 土地利用

平成 20 (2008) 年 1 月 1 日現在、町域面積に対する地目別面積の割合は、農地 8.7%、宅地 8.5%、山林・原野・雑種地 33.2%、その他 49.6%で、山林などの自然的土地利用が町域の約 9 割を占めています。

昭和 40 (1965) 年以降の宅地開発に伴い、急激な宅地化が進行し、住宅地と自然的土地利用から構成される田園住宅地的な様相の土地利用となりました。

市街地は昔ながらのまち並みが残る旧市街地と県道沿いに近年形成された新興市街地から構成されています。

市街地周辺から丘陵地にかけてはスプロール的^{※1}な一般住宅地、さらに田園が広がり、丘陵地には中低層の住宅団地が造成されています。

都市計画は、全域が広島圏都市計画区域で、用途地域 7 種（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域）のほか、熊野筆特別工業地区が指定されています。

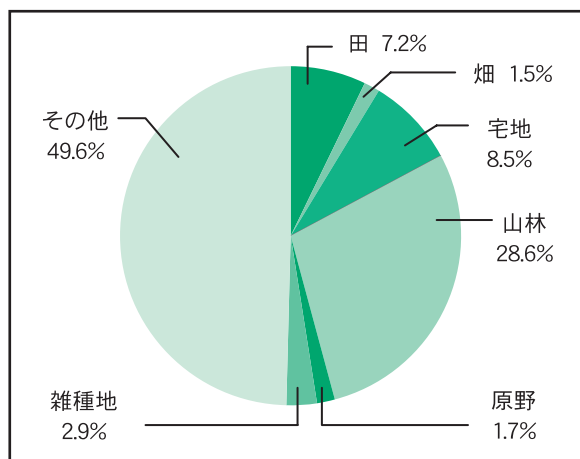


図 地目別土地利用面積の割合

資料：固定資産概要調書（平成 20 年 1 月 1 日現在）



図 土地利用状況

※ 1 スプロール的：都市が無秩序に拡大していく現象のこと。スプロールとはむやみに広がるといった意味。

(3) 産業

ア 生産・所得

総生産は、平成 19（2007）年度において 491 億 3,800 万円で、広島県全体に占めるシェアは 0.4%です。産業別割合は、第 1 次産業が 0.3%、第 2 次産業が 34.5%、第 3 次産業が 71.6%を占めています。

広島県平均に比べると、第 2 次産業の割合が 4.6 ポイント高く、第 3 次産業の割合が 3.6 ポイント低くなっています。業種別では、製造業、不動産業、サービス業が上位 3 位を占めています。

人口 1 人当たりの総生産は約 197 万円（県平均約 417 万円）で県内市町の中では低い水準です。しかし、地域住民の所得水準を示す人口 1 人当たりの家計所得は約 317 万円（県平均約 335 万円）で、県内市町の中で平均的な水準となっています。（広島県市町民経済計算から）

イ 事業所

平成 18（2006）年において、本町における全ての事業所数は 749 か所、従業者数は 6,220 人、1 事業所当たり従業者数は 8.3 人です。

広島県平均 9.6 人に比べると、事業所規模はやや小規模で、平成 13（2001）年からの推移では、事業所は減少していますが、従業者数は増加しています。（事業所・企業統計調査から）

ウ 農林産業

農家数は、平成 22（2010）年において 560 戸で、減少傾向が継続しています。農家の構成割合は自給的農家^{※1}が 66.6%、販売農家^{※2}は 33.4%です。

販売農家の専兼別割合は、専業農家^{※3}が 26.7%、第 1 種兼業農家^{※4}が 5.9%、第 2 種兼業農家^{※5}が 67.4%です。

販売農家の就業人口は、65 歳以上の占める割合が 76.2%を占め、高齢者の担い手がほとんどです。

農業産出額は、平成 18（2006）年には 2.7 億円で、減少傾向が続いています。

また、主要農作物は米で、産出額の約 6 割を占めています。

林野面積は、平成 17（2005）年において 2,175ha、国有林が 9.0%、民有林が 91.0%を占め、民有林の林種別面積では天然林が 9 割を占めています。（農林業センサスから）

※1 自給的農家：経営耕地面積が 30 a 未満、かつ農産物販売金額（過去 1 年間）が 50 万円未満の農家。

※2 販売農家：経営耕地面積が 30 a 以上、または農産物販売金額（過去 1 年間）が 50 万円以上の農家。

※3 専業農家：世帯員に農業以外の仕事に従事する者がなく、農業収入だけで生計を立てている農家。

※4 第 1 種兼業農家：世帯員に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

※5 第 2 種兼業農家：世帯員に兼業従事者が 1 人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

エ 商業

卸売業は、平成 19（2007）年において商店数が 25 店、従業者数は 118 人、年間商品販売額は約 23 億円です。

小売業は、同年において商店数が 175 店、従業者数は 1,184 人、年間商品販売額は約 161 億円、売場面積は 27,107 m²です。

その推移をみると、平成 16（2004）年に比べ、商店数は減少しましたが、従業者数、年間商品販売額、売場面積は増加しています。

人口千人当たりの小売業商店数は 7.0 店、人口千人当たりの年間商品販売額は 645 百万円で、人口千人当たり商店数及び人口千人当たり年間商品販売額は、県内市町の中では低い水準（県平均：商店数 9.4 店 / 千人、年間商品販売額 1,084 百万円 / 千人）となっています。（商業統計調査から）

店舗面積 1,000 m²以上の大規模小売店舗は 5 店立地しています。

買物流出率は、平成 15（2003）年度において家具や家電などの買回品が 69.5%、食料品・生活雑貨などの最寄品が 10.6%、贈答品が 73.0%で、その推移をみると、3 品目とも流出率が増加しています。（広島県商圈調査から）

オ 工業

製造業は、平成 21（2009）年において事業所数が 100 か所、従業者数は 1,813 人、製造品出荷額等^{※1}は約 219 億円です。

近年の推移をみると、平成 20（2008）年にかけて回復基調を示したものの、平成 21（2009）年には、製造品出荷額等を中心に、3 つの指標とも減少しています。

業種別では、その他の製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業を主としています。

その他の製造業は筆事業所で、事業所数、従業者数では全町の 4 割強、製造品出荷額等の 4 割弱を占めています。筆の生産についてみると、化粧筆の生産は伸びていますが、毛筆・画筆は厳しい経営環境となっています。（工業統計調査（従業員 4 人以上）から）

カ 観光

観光資源は、筆の里工房を中心とし、総観光客数は平成 21（2009）年において 19 万 6,000 人、入込観光客数は 12 万 6,000 人です。

発地別の観光客は、県内客が 87.2%、また観光客のうち 95.4%が日帰りとなっているなど、近隣の手軽な観光の場として位置づけられます。（広島県観光客数の動向から）

※1 製造品出荷額等：製造事業所の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計。

第2節 社会や経済の動向

人口減少、少子高齢化、グローバル化など、社会や経済の環境が大きく変化し、地域社会の各分野に影響を及ぼしています。

これからのまちづくりは、こうした社会や経済の動向を的確に把握し、まちの特性を踏まえながら、柔軟かつ先進的に対処していくことが大切です。

1 価値観や生活様式の多様化

成長社会から成熟社会^{※1}へ変化する中、人々の価値観や生活様式は多様化し、自由な選択を求める傾向が強まっています。

本町においても、こうした変化に対応し、多様な選択肢のもと、住民それぞれの生活設計を支援し、心地よい暮らしを実現していくことが必要です。

2 安全・安心意識の高まり

景気の低迷や、先行き不安の社会情勢、大規模化・多発する自然災害を反映し、暮らしの観点から住民の安全・安心意識が高まっています。

本町においても、防犯力を強化するとともに、災害発生の未然防止や災害に強いまちづくりをより推進し、住民が安全に安心して暮らせる地域社会の形成を図ることが必要です。

3 変革に向けた不安定な社会や経済の情勢

社会や経済の環境が大きく変化する中で、これまでの社会構造・制度の見直しが始まり、一方で、景気の行方も不透明となっています。構造的な改革^{※2}が定着するまでの間、当面、社会や経済は不安定な環境を伴うことが予想されます。

本町においても、こうした不透明な社会や経済の情勢の中で、変化のすう勢を的確に見極め、柔軟かつ的確に対応していくことが必要です。

4 人口減少・少子高齢社会の進行

我が国は、人口減少を基調とした世界でも有数の少子高齢社会の到来が予想されています。

本町においても、少子高齢社会に対応した地域社会の枠組みづくりを進めていく一方で、まちの活力の維持・発展に向けた取り組みを強化していくことが必要です。

※1 成熟社会：諸種の制度や施設が整備され、精神的豊かさや生活の質を重視する安定的な状態にある社会。

※2 構造的な改革：経済・財政・行政・政治などの分野において、放置すれば必然的に発生する問題を解決し、これらの社会システムが本来もっている機能を十分に発揮できるようにする改革のこと。

5 地球環境保全の加速化

地球環境保全は、地球規模で取り組むべき深刻かつ差し迫った重要な課題となっています。

低炭素社会^{※1}や循環型社会^{※2}の構築を実現していくためには、産業活動や社会の仕組み、暮らしなどを見直し、改善していくことが求められています。

本町においても、あらゆる分野において、住民の協力と参画を求めつつ、環境への負荷の少ないまちづくりを推進していくことが必要です。

6 グローバリゼーション^{※3}の進行

人、モノ、情報などが国境を越えて交流し、世界規模での相互依存が高まり、その結果、リーマンショックに代表されるように景気や日常生活が世界規模で影響されるようになりました。

本町においても、こうしたグローバリゼーションによる影響を的確に把握し、まちづくりの背景として意識するとともに、本町の特性に応じた対応を図っていくことが必要です。

7 IT^{※4}社会の進行

情報通信技術の進展と普及は目覚ましく、産業はもとより、インターネット^{※5}や携帯電話などネットワーク社会の進展は住民生活や行政運営などあらゆる分野に影響を及ぼしています。

本町においても、情報化の進展を踏まえ、情報媒体を活用した住民生活の利便性の向上を図るとともに、情報発信力を強化していくことが必要です。

8 産業構造の変化

経済のグローバル化やソフト・サービス化が^{※6}進展する一方で、製造業の競争が激化し、また、食料問題や環境保全の高まりの中、第1次産業を取り巻く環境も変化しています。

本町においても、こうした情勢を踏まえ、産業の高度化、筆産業や第1次産業の活性化など、地域特性を踏まえた産業の振興に取り組んでいくことが必要です。

※1 低炭素社会：地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を大幅に削減した社会。

※2 循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら環境への負荷をできる限り低減させた社会。

※3 グローバリゼーション：経済、文化、政治、環境問題など人類の活動とその影響が、国家や地域の境界を超え、地球規模に拡大している現象のこと。

※4 IT社会：ITはInformation Technology（情報通信技術）の略。社会の構造が、ITを軸とした産業・経済・文化に移行した社会のこと。

※5 インターネット：世界中のコンピューターと文字、映像、音声等を使った多様な情報を自由に通信することを可能とする世界規模の情報通信ネットワークのこと。

※6 ソフト・サービス化：経済の中で知識、情報、技術、企画、デザイン等のソフトな業務が重要な役割を占め、国内総生産において、第三次産業を中心に、サービスの占める割合が高まること。

9 広域交流の進展と地域間競争の激化

交通体系の整備や自由時間の増加等に伴い、「人」「モノ」の交流が広域化、活発化する中、限られた市場を対象とした地域間競争※¹が激化しています。

本町においても、地域の資源を有効かつ多様に活用し、広域交流を推進していくとともに、魅力あるまちづくりを推進し、特色ある、選択されるまちとしていくことが必要です。

10 地方分権型社会の進展

今後、地方分権改革がより一層進展することが予想され、分権型社会では、地方が行政運営に責任と実行力を持つことが求められます。

本町においても、基礎自治体としての力量の向上を図るとともに、住民と行政の協働のまちづくりによる住民参加型の行政運営を確立していくことが必要です。

※1 地域間競争：少子高齢化・人口減少社会のなかで、地域が持続的に発展していくよう、それぞれが創意と工夫をこらし、選ばれるまちとなるよう行う競争のこと。

第3節 熊野町の特質と課題

1 熊野町の特質

本町は、立地条件や歴史的風土、自然環境などに特色や個性を持っています。こうした特質をこれからのまちづくりに生かしていくことが大切です。

(1) 熊野筆のブランド※¹、歴史と文化

熊野筆は本町のブランドとして、産業はもとより、筆産地としての歴史・文化において全国的に確固たる知名度を有し、その地位を築いています。

筆の都としての伝統を踏まえ、多角的な視点から熊野筆ブランドに磨きをかけ、まちの個性と魅力をより一層発揮していくとともに、多くの人を惹きつけ、多彩に交流していくことが期待されます。

(2) 広島市・呉市・東広島市の3市に隣接した立地条件

本町は、広島市・呉市・東広島市の3市に隣接し、その中央部に位置しています。

広島市を中心とするこれらの都市の存在は、本町の定住・交流環境や産業振興などにおいて、大きな影響力を有しています。このため、道路交通環境の充実を強力に推進し、まちづくりのあらゆる分野において、この恵まれた立地条件を有効に活用していくことが期待されます。

(3) 都市環境と自然環境が調和した高原盆地

本町は、都市環境と自然環境が調和した高原盆地で、日常生活に身近な自然がほどよく折り合っています。

こうした環境や風土は、落ち着いた潤いのある暮らしの基盤として、定住を推進していく素材となるとともに、まちの価値や地域力を高めていくことが期待されます。

(4) 活発な文化・スポーツ活動

本町では、筆まつり、全国書画展覧会、町民文化祭、筆の日などの特色ある文化活動や文化イベント、また、伝統ある町民体育大会、駅伝大会などのスポーツ活動が活発に展開されています。

こうした文化・スポーツ活動は、心豊かで健康的な住民生活を支え、個性あるまちづくりの原動力となるとともに、多彩な交流を推進していくことが期待されます。

※1 ブランド：品質やデザイン、イメージ等の独自性を強調し、他と差別化を図ることによって知名度を高めたもの。

（５）多様な人材の集積

本町は、昭和40年代半ばからの宅地開発に伴い、戸建住宅を主体とする定住を基調とした核家族世帯の流入などにより、人口が増加しました。

このため、本町には、多様な技術、経験を有する住民が暮らしています。

今後、団塊世代が退職時期を迎えるにあたり、このような人材と地域との関わりを強化することによって、協働のまちづくりを推進していくことが期待されます。

2 熊野町の課題

これからのまちづくりにおいて、本町が抱えている課題は、次のように整理されます。

これらの課題の解決を目指しながら、新しいまちの構築に向けて、まちづくりを進めていくことが大切です。

（１）熊野町らしさや活力の創出

本町は「筆の都」としての地域ブランドを有し、一方で「住宅のまち」としての性格も併せ持っています。人口減少・少子高齢社会の中で、熊野町らしさをどう演出しまちの魅力としていくか、また、新たに発展する活力をどのように創出していくかなど、将来に向けたまちの骨格となる理念、在り方について検討することが必要です。

（２）広域的に担う役割の発揮と周辺地域との連携

本町は、広島市を中心とする周辺市町の住宅地として発展してきました。

今後は、地域間競争が激化する中、広島都市圏^{※1}において周辺地域からも人を惹きつけ、賑やかなまちとしていくため、地域特性を生かしながら、広域的に担う本町の役割を発揮していくことが必要です。

（３）3都市に接続する道路交通体系の整備

本町は広島市・呉市・東広島市の3都市に隣接する立地条件を有していますが、これら都市へ接続する道路交通の整備は十分といえず、高速交通へのアクセス^{※2}も良好とはいえません。

道路交通体系は広域的な交流や地域間競争を支える基盤であり、本町においては、差し迫った重要な課題として、幹線道路網の整備を促進していくことが必要です。

※1 広島都市圏：広島市を中心とした廿日市市、大竹市及び府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域をいう。このほか、広島市への通勤依存率が5%以上の連坦した範囲を広島都市圏という場合もある。

※2 アクセス：接近、近づく方法。また、交通の便。

（４）筆産業・文化の活性化と産業構造の変化に伴う就業の場の確保

本町の基幹産業であり、歴史・文化の源泉となっている筆産業については、産業・歴史・文化の総合的視点から、活性化に取り組み、地域ブランド力をさらに強化していくことが必要です。

また、定住の推進、地域経済の活性化を図るため、地域資源の総合的活用や新たな産業の育成・誘致を通じて、就業の場を確保していくことが必要です。

（５）安全・安心で心豊かな暮らしの確保

安全・安心の確保は生活の基本であり、本町の特性を踏まえた生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、住民が互いに支えあう安全・安心の地域社会の構築を図ることが必要です。

また、住民の多様な価値観や生活様式に対応した活動を支援するとともに、快適で潤いのある空間づくりや賑わいづくりなどを推進し、本町ならではの暮らしの心地良さを創造していくことが必要です。

（６）生活・自然環境に配慮した施策の展開

地球環境保全に向けては、地域社会が一体となって進めていくことが重要であり、施策のあらゆる分野にわたって、多様な取り組みを推進していくことが必要です。

地域社会の全般にわたって、低炭素社会・循環型のまちづくりを推進していくとともに、身近な自然環境や高原盆地などを生かした自然との共生を進めていくことが必要です。

（７）人口減少・少子高齢社会に対応した地域社会の形成

本町においても、今後、人口は減少し、少子化・高齢化が進行することが予想されます。

定住人口の維持・増加に向けて、子どもを安心して産み、育てる環境の充実に向けた取り組みを総合的に進めていくことが必要です。

また、高齢者が安心して暮らし、元気に活躍する環境づくりなど、多世代が元気に暮らせる地域社会を構築していくことが必要です。

（８）住民参加と協働のまちづくりの推進

地方分権のもと、地域の個性や独創性を生かした地域づくりを進めていくためには、互いの立場を尊重しながら、住民と行政が相互に連携・協力し、まちづくりを進めることが重要となっています。

住民参画の定着に向けて、現実的かつ地道な取り組みを積み重ね、本町の特性に合った住民と行政の協働によるまちづくりシステムを構築していくことが必要です。

（9）経営的視点を持った行政運営の確立

まちづくりにおける地域の力量や主体性が問われており、地域経営における行政の責任は極めて大きくなっています。

基礎自治体として、「公共の福祉」を基本としつつ、まちづくりを経営的な視点からとらえ、自立性、先進性をもった取り組みを行い、政策効果の発揮による持続的なまちづくりを推進するなど、時代に対応した行政運営を実現していく必要があります。

